

経 済 産 業 省

20200427貿局第2号
輸出注意事項2020第17号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）」等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年5月18日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）」等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受理した申請は、なお従前の例による。

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）

改 正 後	現 行
2 適用品目 （略） （1）（略） （2）条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあつては、<u>条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。</u> 3 輸出承認の申請 （1）（略） （2）輸出承認申請の際の添付書類 ①・② （略） ③ <u>条約に基づく次のいずれかの書類</u> （イ）<u>条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（注1） 2通</u> （ロ）<u>条約7条1項及び同条約決議12. 3に基づく商品見本に係る証明書（以下「商品見本証明書」という。）（注2）及びATAカルネ手帳（注3）の写し 各1通</u> ④ （略） <u>（注1）「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け貿局398号・輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）の別紙様式1－（1）の書類とする。</u> <u>（注2）条約決議12. 3に基づき条約締約国等が発行した商品見本に係る証明書であつて、次の条件を満たすものとする。</u> <u>イ）商品見本であつて、販売又は譲渡をしないこと。</u> <u>ロ）当該貨物が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げるもの（人工的に繁殖させたものであつて、附属書Ⅱ扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）又は同条約附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲに掲げるもの（生きているものを除く。）であること。</u> <u>ハ）ATAカルネ手帳により輸入されたものであること。</u> <u>ニ）次の要件を満たす商品見本証明書であること（ATAカルネ手帳に記載された情報等により同等の内容が確認できる場合を含む。）。</u>	2 適用品目 （略） （1）（略） （2）条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあつては、<u>ワシントン条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。</u> 3 輸出承認の申請 （1）（略） （2）輸出承認申請の際の添付書類 ①・② （略） ③ <u>条約に基づく日本国許可・証明（申請）書 2通</u> ④ （略） （新設） （新設）

i)「輸入者」欄及び「輸出者」欄の氏名、住所及び国又は地域が一致していること。

ii)「特別条件 (Special conditions)」欄 (当該欄に相当する欄を含む。) に、次の事項が記載されていること。

a)「この書類は商品見本を対象とし、有効な A T A カルネが添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」

(例)

This document covers a sample collection and is invalid unless accompanied by a valid ATA carnet. The specimen(s) covered by this certificate may not be sold or otherwise transferred whilst outside the territory of the State that issued this document.

b) 経由国又は地域が明記されており、日本が経由国に記載されていること。

(注 3) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (A T A 条約) 第 1 条

(d) に規定する通関手帳をいう。

(3) その他

本申請と併せ、輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の申請手続を行うものとする。ただし、(2) の③の (ロ) に掲げる書類を提出した場合は、輸出許可書等の申請は不要とし、輸出する際には、輸出許可書等に代えて当該証明書を税関に提示するものとする。

4 (略)

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 適用品目のすべて

本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の 1 5 欄に数量確認を受けること。

(2) (略)

別紙様式

輸出承認申請説明書

Instructions of application for export approval

(Date) 年(year) 月(month) 日

(新設)

(3) その他

本申請と併せ、輸出許可書の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可申請の手続きを行うものとする。

4 (略)

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 適用品目のすべて

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の 1 5 欄に数量確認を受けること。

(2) (略)

別紙様式

輸出承認申請説明書

年 月 日

(day)
経済産業大臣 殿
Minister of Economy, Trade and Industry
申請者（輸出者）(Applicant (exporter))

記 名 押 印 又 は 署 名 (Name and signature)

住所(Address in Japan)
〒
担当者名(Name of the person in charge)

電話番号(Phone number)

記

1. 輸入者 (荷受人) <u>Importer</u> (Consignee)	氏名又は企業名 <u>Name / company</u>	
	住所 <u>Address</u>	
	仕向地 <u>Destination</u> (Country)	
	受入施設（生きている動植物の場合） <u>Receiving facility</u> (In case of <u>Living plants and animals</u>)	<u>(住所及び施設概要) Address and facility</u> 動物園 [Zoo] ・ 水族館 [Aquarium] ・ 植物園 [Botanical garden] ・ 温室 [Greenhouse] ・ 水槽 [Water tank] ・ その他 [Other] ()
2. 輸出しようとする貨物 <u>Export cargo</u>	動物又は植物の名称 <u>Name of animal or plant</u>	<u>(学名)</u> <u>(一般名)</u> <u>(附属書番号)</u> <u>Scientific name</u> <u>Common name</u> <u>Appendix no</u> I ・ II
	出所の区分 <u>Source</u>	野生 [Wild] ・ 繁殖 [Captive Breeding/Artificial Propagation] ・ 条約適用前 [pre-convention]

経済産業大臣 殿

申請者（輸出者）

記名押印
又は署名
住 所 〒

電話番号

記

1. 輸入者（荷受人） <u>Importer</u>	氏名又は企業名 <u>Name</u>	
	住所 <u>Address</u>	
	仕向地 <u>Destination</u>	
	受入施設（生きている動植物の場合） <u>Receiving facility</u> (In case of <u>Living plants and animals</u>)	
2. 輸出しようとする貨物 <u>Export cargo</u>	動物又は植物の名称 <u>Name of animal or plant</u>	<u>(学名)</u> <u>(一般名)</u> <u>(附属書番号)</u> <u>Scientific name</u> <u>Common name</u> <u>Appendix no</u> I ・ II
	出所の区分 <u>Source</u>	野生 ・ 繁殖 ・ 条約適用前

	輸出時点の貨物の状態 Cargo status at the time of export	(生きている場合、その運送手段) In case of living plants or animals, its transportation means (生きていない場合、その状態及び加工製品名) In case of dead animal or plant, its state and product name	
	数量 quantity		
3. その他 Other	該当する項目に記入すること	飼育繁殖・人工繁殖させたもの Case of captive breeding and artificial propagation (繁殖期間) Breeding period 年(year) 月(month) 年(year) 月(month)まで (繁殖者の氏名及び住所) Breeder's name and address (条約附属書 I に掲げるものであって、関係省の繁殖に係る証明を受けた場合は、その証明書番号及び発行年月日) In case of Appendix I, certificate number and date of issue of the certificate of breeding or propagation issued by authorities concerned.	
		(氏名又は企業名) Name / company name (住 所) Address (電 話) Phone number (購入 (入手) 年月日) Purchase date 年(year) 月(month) 日(day)	
		輸入許可書 ((注) 3.) Import permit (発行国) County of Issue (発行日) Date of issue (許可書番号) Original Permit No. なお、写しを添付します。(Attach a copy of Import permit) 附属書 I のみ(Only Appendix I)	
		備考 Note	

		輸出時点の貨物の状態 (生きている場合、その運送手段) (生きていない場合、その状態及び加工製品名)
	数量	
3. その他	該当する項目に記入すること	飼育繁殖・人工繁殖させたもの (繁殖期間) 年 月 から 年 月 まで (繁殖者の氏名及び住所) (条約附属書 I に掲げるものであって、関係省の繁殖に係る証明を受けた場合は、その証明書番号及び発行年月日)
		購入 (入手)元 (氏名又は企業名) (住 所) (電 話) (購入 (入手) 年月日) 年 月 日
		輸 入 許 可 書 ((注) 3.) (発行国) (発行日) (許可書番号) なお、写しを添付します。
		備考

- (注) 1. 用紙の大きさは、A列4番とする。
2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
3. 別紙様式中「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入する。

- (注) 1. 用紙の大きさは、A列4番とする。
2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
3. 別紙様式中「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。なお、締約国以外の国又は地域にあつては、当該国又は地域の権限ある当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入。

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改 正 後	現 行
II 対象貨物の取扱い 対象貨物のうち、<u>条約附属書Iに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いとし鯨（北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨並びに条約附属書Iに掲げる植物であって、人工的に繁殖させた交配種については、本注意事項の適用上附属書IIに該当するものとして取り扱う。</u> III 輸出許可申請等 1 輸出許可等の申請手続 (1) (略) (2) 輸出許可書等の添付書類 (イ) 条約附属書Iに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合その写し 1通 (ロ) 条約附属書I又は附属書IIに掲げる動植物等であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、繁殖に係る次の書面 (i) 繁殖を証する次のいずれかの書面 ① 下記3の(1)の(ロ)に掲げる関係省が交付した繁殖を証する書面（環境省が交付する書面にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第20条第3項の規定に基づく登録票又は第20条の2第3項の規定に基づく<u>事前登録済証の写し</u>） 1通 ② (略) (ii) (略) <u>(ハ) 本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあっては、次に掲げる書面</u>	II 対象貨物の取扱い 対象貨物のうち、条約附属書Iに掲げる植物であって、人工的に繁殖させた交配種については、本注意事項の適用上附属書IIに該当するものとして取り扱う。 III 輸出許可申請等 1 輸出許可等の申請手続 (1) (略) (2) 輸出許可書等の添付書類 (イ) 条約附属書Iに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。<u>なお、締約国等以外の国又は地域にあっては、当該国又は地域の権限ある当局をいう。</u>以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合その写し 1通 (ロ) 条約附属書I又は附属書IIに掲げる動植物等であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、繁殖に係る次の書面 (i) 繁殖を証する次のいずれかの書面 ① 下記3の(1)の(ロ)に掲げる関係省が交付した繁殖を証する書面（環境省が交付する書面にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第20条第3項の規定に基づく登録票又は第20条の2第3項の規定に基づく<u>事前登録済証とする。</u>） 原本（環境省が交付する登録票又は<u>事前登録済証についてはその写し</u>） 1通 ② (略) (ii) (略) (新設)

(i) 捕獲又は採取したことを証する書面 1 通

(ii) 捕獲又は採取することについて、法令又は地方自治体の条例等において許可等が必要な場合には、その許可書等の写し 1 通

(二) 生きている動植物の場合にあつては、その運送手段を示す説明書 2 通
(経済産業局及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合及び3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言を要しない場合)にあつては、原本 1 通)

(ホ) わが国の動植物の保護に関する法律(下記(注)参照)に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書(様式任意) 原本 1 通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあつては、その許可書の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1 通

(注)

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)

(略)

(ヘ) 輸出貨物が対象貨物の個体(生死の別を問わない。)又は個体の部分である場合には、これを記録した写真(生きている動植物にあつてはすべての個体の写真) 2 枚(経済産業局及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合及び3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言を要しない場合)にあつては、1 枚)

なお、ニホンイシガメの個体(生死の別を問わない。)のうち、野生から取得したものにあっては、当該個体の背甲長が確認できるように定規等を併せて写すこと。

(ト) 再輸出する動植物等にあつては、本邦へ輸入された際の通関済み輸入通関申告書(その他通関したことを証する書面を含む。以下同じ。) 写し 1 通

なお、条約適用前に当該貨物を本邦に輸入している場合は、その事実を証する書面(1 通)とする。

(チ) 再輸出する動植物等にあつては、本邦への輸入に際し、条約第 3 条及び第 4 条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面(条約第 7 条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。以下「輸出国の輸出許可書等」という。) 写し 1 通(この場合にあつては、上記書類(ロ)、(ホ)及び(ヘ)の提出は必要ない。)

(ハ) 生きている動植物の場合にあつては、その運送手段を示す説明書 2 通
(経済産業局(通商事務所を含む。)及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合にあつては、原本 1 通)

(二) わが国の動植物の保護に関する法律(下記(注)参照)に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書(様式任意) 原本 1 通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあつては、その許可書の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1 通

(注)

・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)
(略)

(ホ) 輸出貨物が対象貨物の個体(生死の別を問わない。)又は個体の部分である場合には、これを記録した写真 2 枚(経済産業局及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合にあつては、1 枚)

なお、ニホンイシガメの個体(生死の別を問わない。)のうち、野生から取得したものにあっては、当該個体の背甲長が確認できるように定規等を併せて写すこと。

(ヘ) 再輸出する動植物等にあつては、本邦へ輸入された際の通関済み輸入通関申告書 写し 1 通

ただし、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの場合は、原本及び写し各 1 通

(ト) 再輸出する動植物等にあつては、本邦への輸入に際し、条約第 3 条及び第 4 条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面(条約第 7 条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。以下「輸出国の輸出許可書等」という。) 写し 1 通(この場合にあつては、上記書類(ロ)、(二)及び(ホ)の提出は必要ない。)

ただし、上記(ト)に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和 5 5 年 1 1 月 3 日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

(リ) 再輸出する動植物等であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高報告書（別紙様式 2）及びその写し 各 1 通
なお、当該書面は上記(チ)の相手国政府当局が発行した書面ごとに 1 通ずつ作成すること。

(ヌ) 販売又は譲渡された貨物にあつては、販売証明書又は譲渡証明書（法人にあつては代表権者又は証明する権限を有する者が発行したもの） 原本 1 通

(ル)（略）

(ヲ) 学術研究目的のもの、共同保護計画に基づくもの、条約適用前に取得したもの及びサーカスなどの移動展示目的のものを輸出しようとする場合は、その事実を証する書類（条約適用前に取得したものについては、(ロ)の（i）に定める繁殖に係る書面又は（ハ）の（i）に定める捕獲又は採取に係る書面等） 1 通

(ワ) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等を含有する加工品の場合は、含有量の根拠となる計算書（成分表） 1 通

(カ) 条約附属書 I に掲げる種の生きている動植物にあつては、輸出相手国の受入施設の構造及び規模を示す書面（写真又は図面を含む。） 1 通

(コ)（略）

(タ) 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

（3）輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。（注）

ただし、上記(ヘ)に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和 5 5 年 1 1 月 3 日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

(チ) 再輸出する動植物等であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高を証する書面（別紙様式 2）及びその写し 各 1 通

なお、当該書面は上記(ト)の相手国政府当局が発行した書面ごとに 1 通ずつ作成すること。

(リ) 販売又は譲渡された貨物にあつては、販売証明書又は譲渡証明書 原本 1 通

(ヌ)（略）

（新設）

（新設）

（新設）

(ル)（略）

(ヲ) 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

（3）輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。

ただし、昭和 5 5 年 1 1 月 4 日以降輸入された動植物等を輸出する場合にあつては、条約第 3 条、第 4 条及び第 7 条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は、証明したものであることが確認できた場合に限り許可するものとする。（この場合にあつては、下記審査基準のうち、（イ）は適用せず、また（ニ）については、生きている動植物の場合に限り適用する。）

また、条約の締約国等でない国に輸出する場合は、下記審査基準のほか、

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 条約の附属書 I に掲げる動植物等（飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物又は輸出相手国の政府当局が輸入時に発給した有効な移動展示証明書の写しが提出される場合を除く。）にあつては、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。

(ホ) ・ (ヘ) (略)

(ト) ワニ目の種の皮等にあつては、輸出許可書等にワニ皮タグ（条約決議 1 1. 1 2 に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の記号及び番号が記載されていること。

(注) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(i) 条約適用後に輸入された動植物等を再輸出する場合

第 3 条、第 4 条及び第 7 条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は、証明したものであることが確認できた場合に限り許可する。この場合にあつては、上記 (イ) 及び (ロ) は適用せず、(ニ) については、生きている動植物の場合に限り適用する。

(ii) 条約適用前に輸入された動植物等を再輸出する場合

条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたことが確認できた場合に限り許可する。この場合にあつては、上記 (イ) は適用せず、(ニ) については、生きている動植物の場合に限り適用する。

(iii) 条約の締約国等でない国に輸出する場合

原則として、許可しない。

(iv) アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) の個体群のうち、第 10 回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア及びジンバブエのもの。）及び第 14 回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエのもの。）に基づき輸入された象牙を再輸出する場合

許可しない。

2 輸出許可書等の記載要領

(1) 通則

(イ) 使用言語は英語とする（パソコン等で入力する。手書きは不可とする。）。

個別に適否を判断した上で許可するものとする。

なお、アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) の個体群のうち、第 10 回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア及びジンバブエのもの。）及び第 14 回締約国会議の決定（ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエのもの。）に基づき輸入された象牙の再輸出については、許可しない。

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 条約の附属書 I に掲げる動植物等（飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物を除く。）にあつては、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。

(ホ) ・ (ヘ) (略)

(新設)

(新設)

2 輸出許可書等の記載要領

(1) 通則

(イ) 使用言語は英語とする（英文タイプ又はワープロで入力する。手書きは

(ロ)・(ハ) (略)

(2) (略)

(3) 「3. 輸入者」の欄

輸入者(荷受人)の正確な名称(個人の場合は個人名、法人の場合は法人名)及び住所並びに国名又は地域名を記載する。

(4) (略)

(5) 「5 a. 目的」の欄

輸出／再輸出の目的を次の記号により記載する。

記 号

T : 商業 (Commercial)

Z : 動物園 (Zoo)

G : 植物園 (Botanical Garden)

Q : サーカス又は移動展示 (Circus or travelling exhibition)

S : 科学研究 (Scientific)

H : ハンティングトロフィー (Hunting trophy)

P : 個人用 (Personal)

M : 生物・医学研究 (Medical(including biomedical research))

E : 教育 (Educational)

N : 野生への返還又は野生化 (Reintroduction or introduction into the wild)

B : 飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation)

L : 法執行 (Law enforcement / judicial / forensic)

(注) 当該貨物の輸出が商業取引であっても、輸入者が動物園、植物園又は博物館等の場合にあつては、「動物園」、「植物園」又は「科学研究」に区分する。

(6) ～ (7) (略)

(8) 「8. 貨物の詳細」の欄

(イ) ～ (ホ) (略)

(ヘ) ワニ目の種の皮等を輸出する場合にあつては、別紙様式 1 - (3) Inventory sheet として、本邦への輸入に際し発行された輸出国の輸出許可書等に記載されているワニ皮タグの記号及び番号と一致する記号及び番号(輸出しようとするワニ目の種の皮等に係るものに限る。)を記載すること(必ずしも表形式による記載を要しない)。

ただし、輸入した際に付されていたワニ皮タグ(以下「原タグ」という。)が外れた場合又は当該ワニ目の種の皮等を分割した場合において、「ワシントン条

不可とする。)

(ロ)・(ハ) (略)

(2) (略)

(3) 「3. 輸入者」の欄

輸入者の正確な名称(個人の場合は個人名、法人の場合は法人名)及び住所並びに国名又は地域名を記載する。

(4) (略)

(5) 「5 a. 目的」の欄

輸出／再輸出の目的を次の記号により記載する。

記 号

T : 商業 (Commercial)

Z : 動物園 (Zoo)

G : 植物園 (Botanical Garden)

Q : サーカス又は移動展示 (Circus and/or travelling exhibition)

S : 科学研究 (Scientific)

H : ハンティングトロフィー (Hunting trophy)

P : 個人用 (Personal)

M : 生物・医学研究 (Bio-medical research)

E : 教育 (Education)

N : 野生への返還又は野生化 (Reintroduction or introduction into the wild)

B : 飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation)

L : 法執行 (Law enforcement / judicial / forensic)

注: 当該貨物の輸出が商業取引であっても、輸入者が動物園、植物園又は博物館等の場合にあつては、「動物園」、「植物園」又は「科学研究」に区分する。

(6) ～ (7) (略)

(8) 「8. 貨物の詳細」の欄

(イ) ～ (ホ) (略)

(ヘ) ワニ目の種の皮等を輸出する場合にあつては、「別添」として、本邦への輸入に際し発行された輸出国の輸出許可書等に記載されているワニ皮タグ(条約決議 11. 12 に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム(タグ制度)による標識をいう。以下同じ。)の記号及び番号と一致する記号及び番号(輸出しようとするワニ目の種の皮等に係るものに限る。)を記載すること。

なお、輸入した際に付されていたワニ皮タグ(以下「原タグ」という。)が外れた場合又は当該ワニ目の種の皮等を分割した場合において、「ワシントン条約

約決議 11. 12に基づくワニ皮タグの発行手続について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号）」に基づき再発行を受けたワニ皮タグ（以下「再輸出タグ」という。）を付して再輸出する場合は、下記の記載例（注）のとおり別紙様式1－（3）Inventory sheetに表形式で記載すること。この場合において、当該再輸出タグの記号及び番号は、記載を要しない（経済産業省が記入。）

（注）別紙様式1－（3）Inventory sheet <タグの再発行を受ける場合の記載例>

Original tag information	re-export tag information	Fragment information
(削る)		
(削る)		
○×△□－ <u>1</u> ※ <u>1</u>		
・ ・		
○×△□－ <u>2</u> ※ <u>2</u>		fragment 1
○×△□－ <u>2</u>		fragment 2
○×△□－ <u>2</u>		fragment 3

(削る)

- ※1 輸入したワニ目の種の皮等の原タグが外れた場合は、原タグ情報欄のみ申請者が記載する。再輸出タグの情報欄（re-export tag information、以下同じ。）は経済産業省が記載する。断片識別情報欄（fragment information、皮等を分割した場合において、各断片に一意に付される記号及び番号を記入する欄。以下同じ。）は記載を要しない。
- ※2 輸入したワニ目の種の皮等を分割して再輸出する場合は、原タグ情報欄及び断片識別情報欄について申請者が記載（「皮等の分割が確認できる写真又は図」で各断片に振った番号に対応して記載のこと。）する。再輸出タグの情報欄は経済産業省が記載する

決議 11. 12に基づくワニ皮タグの発行手続について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号）」に基づき再発行を受けたワニ皮タグ（以下「再輸出タグ」という。）を付して再輸出する場合は、当該再輸出タグの記号及び番号は、記載を要しない（経済産業省が記入）。

（注）「別添」の記載例

Original tag information	re-export tag information	Fragment information
○×△□－ <u>1</u> ※ <u>1</u>		
・ ・		
○×△□－ <u>2</u> ※ <u>2</u>		
・ ・		
○×△□－ <u>3</u> ※ <u>3</u>		fragment 1
○×△□－ <u>3</u>		fragment 2
○×△□－ <u>3</u>		fragment 3

- ※1 輸入したワニ目の種の皮等を分割せず、原タグが付された状態で再輸出する場合は、原タグ情報欄（original tag information、以下同じ。）のみ申請者が記載する。その他の欄には記載を要しない。
- ※2 輸入したワニ目の種の皮等の原タグが外れた場合は、原タグ情報欄のみ申請者が記載する。再輸出タグの情報欄（re-export tag information、以下同じ。）は経済産業省が記載する。断片識別情報欄（fragment information、皮等を分割した場合において、各断片に一意に付される記号及び番号を記入する欄。以下同じ。）は記載を要しない。
- ※3 輸入したワニ目の種の皮等を分割して再輸出する場合は、原タグ情報欄及び断片識別情報欄について申請者が記載する。再輸出タグの情報欄は経済産業省が記載する。

(9) ～ (17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

(1) 輸出許可書等の処理

(イ)・(ロ) (略)

(削る)

(ハ) (略)

(ニ) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書等の有効期限は6月とする。有効期限の起算は、許可した日の翌日から行うものとし、当該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ホ) ～ (ト) (略)

(チ) 担当課室は、上記 (イ) から (ト) の処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) 輸出許可書等の再発行

(イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った担当課室が紛失した輸出許可書等の写し（写しのない場合は、本省、経済産業局及び沖縄総合事務局の担当課室の保管する写しをもってこれにあてる。）2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

(ロ) 担当課室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「**This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost. (Date:month/day/year)**」と記載し、日本国管理当局印を押印し、その他上記(1)の輸出許可事務（(ロ)にかかわる事項を除く。）に準じて処理する

(9) ～ (17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

(1) 輸出許可書等の処理

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 担当課室は、当該輸出許可申請の内容が本邦からの再輸出に係るものであって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものであるときは、以下のいずれかの処理を行った後、提出者に返却するものとする。

(i) 最初の再輸出であるときは、前記1の(2)の(ヘ)の原本の裏面及び同(チ)又は下記IVの1により提出された通関済み輸入申告書の原本の裏面及び残高を証する書面に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局の印（以下「日本国管理当局印」という。）を割り印した後、残高を証する書面に輸出許可番号及び許可年月日を記載し、担当者による署名又は押印を行う。

(ii) 次回以降の再輸出であるときは、前記1の(2)の(チ)又は下記IVの1により提出された残高を証する書面に、輸出許可番号及び許可年月日を記載し、担当者による署名又は押印を行う。

(二) (略)

(ホ) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書の有効期限は6箇月とする。有効期限の起算は、許可した日の翌日から行うものとし、当該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ヘ) ～ (チ) (略)

(リ) 担当課室は、上記 (イ) から (チ) の処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) 輸出許可書等の再発行

(イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った担当課室が紛失した輸出許可書等の写し（写しのない場合は、本省、経済産業局及び沖縄総合事務所の担当課室の保管する写しをもってこれにあてる。）2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

(ロ) 担当課室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「**This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost.**」と記載し、日本国管理当局印を押印し、その他上記(1)の輸出許可事務（(ロ)にかかわる事項を除く。）に準じて処理するものとする。

ものとする。

(ハ) 再発行した輸出許可書等について、相手国政府当局へ通知をする。また、必要な場合には、条約事務局へ通知する。

(3) ～ (4) (略)

(5) 輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出

経済産業局及び沖縄総合事務局の担当課室は、当該担当課室が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式3による報告書1通を当該暦年終了の日から1月以内に輸出許可書等の写し(1通)を添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。

(削る)

IV その他の取扱い

(削る)

(削る)

特定科学施設包括(輸出・輸入)承認取扱要領(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号)に基づき交付された特定科学施設包括承認証により輸出される貨物については、担当課室は輸出許可書等の交付は行わないものとする。

V (略)

別紙様式1ー(1)～別紙様式1ー(3)(略)

別紙様式2

残高報告書

(新設)

(3) ～ (4) (略)

(5) 輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出

経済産業局及び沖縄総合事務局の担当課室は、当該担当課室が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式3による報告書1通を当該暦年終了の日から1ヶ月以内に輸出許可書等の写しを添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。

(6) キャビアに係る輸出許可書等の提供

野生動植物貿易審査室は、キャビアに係る輸出許可書等の写しを、発行後1ヶ月以内に国際連合環境計画世界自然保全モニタリングセンターに提供するものとする。

IV その他の取扱い

1 条約発効前に既に輸入された貨物が再輸出される場合における輸出許可書等の取扱い対象貨物であって、輸出許可書等に昭和55年11月3日以前に、本邦に輸入されていたことを証する通関済み輸入申告書の原本及び残高を証する書面(別紙様式2)(輸入の際の性質及び形状が変わっていないものの輸出に限り提出を要するものとする。)並びに写し各1通を添付して申請のあったときは、前記Ⅲの1の(2)及び(3)の規定にかかわらず、担当課室は輸出許可書等の交付を行うものとする。

2 一時的に入国して出国する者が携帯品等として輸出する場合の輸出許可書等の取扱い一時的に入国して出国する者が対象貨物を携帯し又は別送して輸出しようとする場合において、当該申請者が本邦に入国した際に携帯又は別送して輸入したものであることが書面により確認されている場合に限り、輸出許可書等の申請は不要とする。

3 特定科学施設包括承認証により輸出される場合の輸出許可証等の取扱い
特定科学施設包括(輸出・輸入)承認取扱要領(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号)に基づき交付された特定科学施設包括承認証により輸出される貨物については、担当課室は輸出許可書等の交付は行わないものとする。

V (略)

別紙様式1ー(1)～別紙様式1ー(3)(略)

別紙様式2

残高を証する書面

申請者（輸出者）
記名押印
又は署名
住 所

①商品名： (学名：)

Permit No. (注1):
輸入数量または以前に輸出実績がある場合はその残高（A）（注2）：
今回の輸出数量（B）：
今回輸出後の残高（A-B）：
今回の申請以前に輸出実績がある場合は、直近1年間の輸出実績を記載してください。

	CITES輸出許可番号	許可年月日	輸出数量
1			
2			
3			
4			
5			

②商品名： (学名：)

Permit No. (注1):
輸入数量または以前に輸出実績がある場合はその残高（A）（注2）：
今回の輸出数量（B）：
今回輸出後の残高（A-B）：
今回の申請以前に輸出実績がある場合は、直近1年間の輸出実績を記載してください。

	CITES輸出許可番号	許可年月日	輸出数量
1			
2			
3			
4			

輸入申告番号：

※輸入数量には、輸出国（再輸出国）が発行したCITESに記載されている輸出（再輸出）数量を記載してください。

① 商品名： (学名：)

Permit No.:

※輸入数量（A）：

輸出許可番号	許可年月日	輸出数量 (B)	残数量 (A-B)	署 名

② 商品名： (学名：)

Permit No.:

※輸入数量（A）：

輸出許可番号	許可年月日	輸出数量(B)	残数量（A-B）	署名

5			
---	--	--	--

(注 1) Permit No.には、本邦に輸入した際に輸入相手国の政府当局が発行した輸出を認めた旨の書面(CITES 輸出許可書等)の許可番号を記載してください。

(注 2)輸入数量には、本邦に輸入した際に輸入相手国の政府が発行した輸出を認めた旨の書面(CITES 輸出許可書等)に記載されている数量の範囲内であって輸入相手国の税関が確認した輸入数量を記載してください。

別紙様式 3

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部
貿易審査課野生動植物貿易審査室長 殿

局 課

輸出許可書発給実績報告書 (年分)

輸出許可書発給件数	件
-----------	---

(注) 1 用紙の大きさは、A列4番とする。

2 本報告は、暦年終了後 1 月以内に野生動植物貿易審査室へ発給した輸出許可書等の写し 1 通を添付して提出してください。

(削る)

別紙様式 3

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部
貿易審査課野生動植物貿易審査室長 殿

局 課

輸出許可書発給実績報告書 (年分)

輸出許可書発給件数	件
-----------	---

(注) 1 用紙の大きさは、A列4番とする。

2 本報告は、暦年終了後 1 ヶ月以内に野生動植物貿易審査室あてに提出してください。

3 本報告書には必ず発給した輸出許可書の写しを添付してください。

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○希少野生動植物種の個体等の輸出承認について（平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号）

改 正 後	現 行
1 適用地域 （略）	1 適用地域 （略）
2 適用品目 <u>適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の37の項の中欄に掲げる貨物とする。</u>	2 適用品目 <u>適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の37の項の中欄に掲げる種の保存法第4条第2項に規定する希少野生動植物種（同条第5項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第4項に規定する国際希少野生動植物種にあっては、施行令別表第2の表1に掲げる種に限る。）の同法第6条第2項第4号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品であり、次のものとする。</u>
(削除)	(1) 施行令別表第1（別表第3に掲げる種を除く。）及び別表第2の表1に掲げる種の個体
(削除)	(2) 施行令別表第1の表2（別表第3に掲げる種を除き、鳥綱、爬虫綱、両生綱及び昆虫綱（キキンデラ・ボニナ（オガサワラハンミョウ）、プラテュプレウラ・アルビヴァンナタ（イシガキニイニイ）、ヘミコルドゥリア・オガサワレンスィス（オガサワラトンボ）、インドレステス・ボニネンスィス（オガサワラアオイトトンボ）、リノキュファ・オガサワレンスィス（ハナダカトンボ）及びリベルルア・アンゲリナ（ベッコウトンボ）を除く。）に係る部分に限る。）及び別表第2の表1に掲げる種の卵
(削除)	(3) 上記（1）の器官（施行令の別表第4の上欄に掲げる科の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める器官をいう。）
(削除)	(4) 上記（1）の加工品（はく製その他の標本（はく製として制作する過程のものを含む。）。）
(削除)	(5) 上記（2）の加工品（標本）
(削除)	(6) 上記（3）の加工品（施行令の別表第4の上欄に掲げる科の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める物品をいう。）
(削除)	(7) 種の保存法第5条第1項の規定に基づき、同条第4項の規定により公示された緊急指定種（公示された指定の期間に限る。）の個体
(削除)	(8) 施行令第2条第一号の規定に基づき指定された卵
(削除)	(9) 上記（7）、（8）の加工品（はく製その他の標本（はく製として製作する過程のものを含む。）。）
3 輸出承認の申請	3 輸出承認の申請
(1) （略）	(1) （略）
(2) 輸出承認申請の際の添付書類	(2) 輸出承認申請の際の添付書類

(略)

(注 5) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに該当する貨物にあっては、本申請と併せ、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(昭和55年11月1日付け55貿局第398号・輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。)に従い、条約に基づく輸出許可申請の手続きを行うこと。

4 輸出の承認

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに該当する貨物にあっては、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たすこと。

5 輸出の条件

条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに該当する貨物にあっては、次の条件を付するものとする。

「本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。」

(別紙様式)

輸出承認申請説明書

(略)

申請者(輸出者)

記名押印

又は署名

住 所

担当者名

電話番号

記

(略)

(注) 1.・2. (略)

3. 別紙様式中「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局(締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。)の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入。

(略)

(注 5) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに該当する貨物にあっては、本申請と併せ、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について」(昭和55年11月1日付け55貿局第398号・輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書の申請手続等」という。)に従い、条約に基づく輸出許可申請の手続きを行うこと。

4 輸出の承認

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに該当する貨物にあっては、輸出許可書の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件の全てを満たすこと。

(新設)

(別紙様式)

輸出承認申請説明書

(略)

申請者(輸出者)

記名押印

又は署名

住 所

電話番号

記

(略)

(注) 1.・2. (略)

3. 別紙様式中「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局(締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。なお、締約国以外の国又は地域にあっては、当該国又は地域の権限ある当局をいう。)の

	発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入。
--	-----------------------------

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号・ 6 2 貿局第 3 2 2 号）

改 正 後	現 行
2 輸出の承認 2－0 （略） 2－1 輸出の承認 （１）～（７） （略） 2－1－1 輸出令別表第 2 に掲げられている貨物に関する輸出の承認 （１）～（３） （略） （４） 輸出禁制物資等の輸出承認 輸出禁制物資等（輸出令別表第 2 の 3 7 から 4 1 まで及び 4 3 から 4 5 までの項の中欄に掲げる貨物をいう。）の取扱いは、次により行う。 （イ）<u>輸出令別表第 2 の 3 7 の項の中欄に掲げる貨物については、原則として承認を行わない。ただし、学術研究用等の場合は、別に定める手続により輸出の承認を行うことがある。</u> （略）	2 輸出の承認 2－0 （略） 2－1 輸出の承認 （１）～（７） （略） 2－1－1 輸出令別表第 2 に掲げられている貨物に関する輸出の承認 （１）～（３） （略） （４） 輸出禁制物資等の輸出承認 輸出禁制物資等（輸出令別表第 2 の 3 7 から 4 1 まで及び 4 3 から 4 5 までの項の中欄に掲げる貨物をいう。）の取扱いは、次により行う。 （イ）<u>輸出令別表第 2 の 3 7 の項の中欄に掲げる貨物のうち特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の固体及びその器官並びにこれらの加工品（以下「個体等」という。）については原則として輸出の承認は行わない。ただし、学術研究用等であって、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令第 7 条第 1 項各号に定める要件を満たす場合に限り輸出の承認を行うことがある。また、国際希少野生動植物種の個体等については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に違反して譲渡等されたものでないこと並びに学術研究用等であること及び種の保存に支障を及ぼさないことが確認できる場合に限り承認することがある。</u> （略）

「漁船の輸出の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○漁船の輸出の承認について（平成 9 年 7 月 1 日付け輸出注意事項 9 第 3 1 号）

改 正 後	現 行
3 輸出承認の申請 (1)・(2) (略) (注 1) 申請者となっている法人の代表権者が同一組織内の別の者に権限を付与している場合は、授権証明書を 1 通、申請者が他の者に申請に係る事務を委任している場合は、委任状を 1 通提出する。 (注 2) ～ (注 5) (略)	3 輸出承認の申請 (1)・(2) (略) (注 1) 申請者となっている法人の代表権者が同一組織内の別の者に権限を付与している場合は、授権証明書を 1 通、申請者が他の者に申請に係る事務を委任している場合は、委任状及び印鑑証明書を各 1 通提出する。 (注 2) ～ (注 5) (略)

「廃棄物の輸出の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○廃棄物の輸出の承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第42号）

改 正 後	現 行
1 適用地域 適用地域は、全地域（南緯60度の線以北の公海を除く。）とする。 2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（2）に掲げる貨物であつて、次に掲げるものとする。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣による輸出の確認を受けなければならないもの。ただし、同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。 3 輸出承認の申請 （1）輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、廃掃法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項で準用される場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、廃掃法に基づき環境大臣の確認を受けた<u>輸出確認証</u>（以下「<u>廃棄物輸出確認証</u>」という。）を取得のうえ、輸出承認申請書2通を経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課（以下「申請窓口」という。）に提出するものとする。 （2）輸出承認申請の際の添付書類 ① 申請理由書 1通 ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通 ③ 廃掃法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項で準用する場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、環境大臣の確認を受けた<u>廃棄物輸出確認証の写し</u> 1通 ④ その他の必要と認められる書類 4 輸出の承認 輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認のうえ、<u>以下の条件を付して</u>、承認を行うものとする。 <u>（条件文）</u> <u>1. この承認証については、</u> 年 月 日付け環 号の廃棄物輸出	1 適用地域 適用地域は、全地域（南緯60度の線以北の公海を除く。）とする。 2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（2）に掲げる貨物であつて、次に掲げるものとする。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣による輸出の確認を受けなければならないもの。ただし、同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。 3 輸出承認の申請 （1）輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、廃掃法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項で準用される場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、環境大臣の確認を受けた<u>確認証</u>を取得のうえ、輸出承認申請書2通を経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出するものとする。 （2）輸出承認申請の際の添付書類 ① 申請理由書 1通 ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通 ③ 廃掃法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項で準用する場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、環境大臣の確認を受けた<u>確認書の原本及びその写し</u> 各1通 ④ その他の必要と認められる書類 4 輸出の承認 輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認のうえ、承認を行うものとする。 <u>（新設）</u>

<u>確認証に基づく輸出であること。</u> <u>2. 廃棄物輸出確認証の内容に変更があった場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。</u> <u>3. この承認証に係る貨物の全部又は一部を輸出しなくなったときは、遅滞なく、この承認証を経済産業大臣に提出しなければならない。</u> <u>5 その他の事項</u> <u>(1) 廃棄物輸出確認証の内容変更に伴う手続について</u> <u>上記4に規定する承認条件に従って行う届出の様式は任意とする。また、当該届出の内容に応じて、輸出承認証の内容変更又は新たな輸出承認申請を要する場合がある。</u> <u>(2) 輸出承認証の有効期間について</u> <u>原則として、廃棄物輸出確認証の「輸出予定年月日」欄の「輸出を行う期間」の最終日を輸出承認証の有効期間とする。</u>	(新設)
---	-------------